

改正概要説明書

国名：インド

法令名：特許規則

改正情報：2024年3月15日改正

改正概要：

1. 法8条の対応外国出願情報に関する規定の見直し

- ・法8条(1)の対応外国出願情報の提出に関する時期的要件を緩和した(規則12(2))。
- ・法8条(2)の対応外国出願の審査結果に関する情報の提出要件を緩和した(規則12(3), 規則12(4))。
- ・法8条の対応外国出願情報の提出期限の延長手続を明確化した(規則12(5))。

2. 分割出願の要件の明確化

- ・分割出願の要件を明確化し、完全明細書に基づく分割出願だけでなく、仮出願に基づく分割出願及び分割出願に基づく更なる分割出願も可能なことを明確化した(規則13(2A))。

3. 出願審査請求期限の短縮

- ・法11B条に規定される特許出願の審査請求期限について、改正前の優先日又は出願日の何れか先の日から48月以内を見直し、優先日又は出願日の何れか先の日から31月以内に短縮した(規則24B)。

4. グレースピリオドの主張に関する手続の明確化

- ・グレースピリオドの主張に関する手続を明確化し、所定の様式及び庁費用の納付についての規定を新設した(規則29A)。

5. 異議申立に関する規定の見直し

- ・付与前異議申立があった場合の長官の手続を見直し、長官による付与前異議申立の却下を可能にした(規則55(3))。
- ・付与前異議申立に対する出願人の意見書及び証拠の提出期間について、改正前の異議申立通知から3月以内を見直し、異議申立通知から2月以内に短縮した(規則55(4))。
- ・付与前異議申立における聴聞手続及び審査手続を整備した(規則55(5A), 規則55(5B))。
- ・付与後異議申立における異議部の見解の提出期間について、改正前の案件書類の移送後3月以内を見直し、案件書類の移送後2月以内に短縮した(規則56(4))。

6. 発明者証明書に関する規定の追加

- ・発明者の請求に基づいて長官が発明者証明書を発行する規定を追加した(規則70A)。

7. 維持年金の割引に関する規定の整備

- ・4年以上の維持年金をまとめてオンライン納付した場合における10%の割引の適用に

ついて但し書きを追加した(規則 80(3))。

8. 特許代理人の資格試験の明確化

・特許代理人の資格試験の構成として筆記試験 I, 筆記試験 II 及び口述試験を明確化した(規則 110(2))。

9. 法 146 条の国内実施報告書の提出要件の緩和

・各特許権者及び各ライセンシーによる法 146 条の国内実施報告書の提出について提出様式(様式 27)及び時期的要件を緩和し、国内実施報告書の一部の記載事項を省略し、国内実施報告書を 3 会計年度毎に一回提出すればよい旨を規定し、提出期間の 3 月延長を容認する規定を追加した(規則 131(2))。

10. 手続の延長に関する規定の整備

・長官の裁量による延長が容認されない手続を明確化し、別途延長手続が設けられている期間について長官の裁量による更なる延長が容認されない規定を追加した(規則 137(2))。

・任意の手続の期限について、延長期間及び延長請求様式(様式 4)を明確化し、庁費用の納付により当初期限から最大 6 月の延長を認める規定を追加し、当初期限満了前の事前延長請求だけでなく、当初期限徒過後 6 月以内の事後的な延長請求も整備した(規則 138)。

11. 庁費用の見直し

・グレースピリオドの主張、規則 138 の期限延長等に関する庁費用を明確化した(規則 7 の第 1 附則)。

・異議申立を行う場合の庁費用の裁定額を見直し、所定の対象の庁費用を引き上げ、長官による補償費用額を明確化した(規則 136(1)の第 4 附則)。

改正内容：

・規則 12

外国出願に関する陳述書及び誓約書に関して、期間等が改正された。

・規則 13

(2A)は新設項である。

・規則 24B

出願審査に関して、期間等が改正された。

・規則 29A

グレースピリオドに関する新設規則である。

・規則 55

異議申立に関して改正された。

・規則 56

(4)において、異議申立ての審議期間が短縮された。

・規則 70A

発明者であることの証明書に関する新設規則である。

・規則 80

(3)において年次更新手数料の減額が明記された。

・規則 110

特許代理人の資格試験に関して明確化された。

・規則 131

特許法第 146 条(2)に基づく陳述書の提出期間延長が明記された。

・規則 137

長官の権限が明確化された。

・規則 138

指定期間の延長に関して明確化された。